

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 開 始 通 知 書

山口県知事 様

年 月 日

(〒)

住所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第 1 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

1 営業所

営 業 所 の 名 称	所 在 の 場 所

2 法人にあっては、その役員の氏名

3 電気工事業の開始予定年月日

年 月 日

-
- (備考) 1 ×印の項は、記入しないこと。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓 約 書

年 月 日

山 口 県 知 事

様

申請者 住所 _____

氏名 _____

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備 考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3項第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

（備考） 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所 _____

名 称 _____

代表者の氏名 _____

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備 考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

第5号 法人であって、その役員のうちに前4号の一に該当する者があるもの

（備考） 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備 付 器 具 調 書

氏名又は名称

		品 名	製 造 年	製造番号	台数	製造業者名
一般用電気工作物等の電気工事	自家用電気工作物の電気工事	絶 縁 抵 抗 計				
		接 地 抵 抗 計				
		回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具				
		低 圧 検 電 器				
		高 圧 検 電 器				
		※ 継電気試験装置				
		※ 絶縁耐力試験装置				
		計			台	

(備考) 1 電気工事の種類に応じて、法第 24 条及び規則第 11 条に定められた備付の必要な器具を記入すること。

2 ※印の器具について備え付けていない場合は、借入契約等により必要なときに使用しうる措置が講じてある旨を、次の () 内に記載すること。

措置内容…………… ()